

社団法人日本建築家協会 2013年度本部役員選挙の告示

「役員選挙基準」並びに「選挙基準細則」に基づき、2013年度本部役員の立候補並びに推薦立候補について次のように告示します。

2012年12月15日

選挙管理委員会

委員長 中尾利弘（関東甲信越）

委員 鈴木孝悦（東北）、青山善嗣（北陸）、稲地一晃（近畿）、
平野祐一（四国）、慶佐次操（沖縄）

◇ 2013年度本部役員選挙で選出する役員の数

<理事>	関東甲信越支部	4名
	北陸支部	1名（支部長）
	近畿支部	2名
	九州支部	1名
	沖縄支部	1名（支部長）
<監事>		1名

◇ 選挙日程

2012年12月15日(土)： 第1回告示／JIA本部HP（即日）

2013年2月4日(月)： 立候補届出締切

2013年2月15日(金)： 第2回告示（選挙結果、又は投票選挙の場合）
／JIA本部HP（即日）

2013年3月11日(月)： 投票締切

開票日開票結果の即日 JIA本部HP掲載

2013年3月15日(金)： 選挙結果の公表
／JIA本部HP（即日）

◇ 2012年度で任期満了となる役員

<理事>	関東甲信越支部	西勝 郁郎	
		赤羽 吉人	
		北川 勝	
		鈴木 利美	
		西川 英治	（支部長）
	北陸支部	沼田 亘	
	近畿支部	道家駿太郎	
	九州支部	古川 稔	
	沖縄支部	島田 潤	（支部長）
<監事>		川岸 梅和	（関東甲信越支部）

◇ 2013年度留任する役員

<会長>		芦原 太郎	
<理事>	北海道 支部	上遠野 克	(支部長)
	東北 支部	渡邊 宏	(支部長)
	関東甲信越支部	上浪 寛	(支部長)
		森 暢郎	
		堀越 英嗣	
	東海 支部	岩村 和夫	
		鳥居 久保	(支部長)
		小田 義彦	
	近畿 支部	小島 孜	(支部長)
		松本 敏夫	
	中国 支部	山田 暁	(支部長)
	四国 支部	細木 茂	(支部長)
	九州 支部	水野 宏	(支部長)
<監事>		勝村 一郎	(近畿支部)

社団法人日本建築家協会 役員選挙基準

1987年10月28日制定

1988年12月16日改正

1989年12月13日改正

1991年 7月23日改正

1994年 7月20日改正

1996年 8月10日改正

1997年 4月16日改正

1999年 7月21日改正

1999年 9月22日改正

2005年 6月20日改正

1. 総則

(基準の制定)

第1条 この基準は定款第54条の定めにより制定する。

(基準の範囲)

第2条 この基準は会長、理事(専務理事、常務理事を除く、以下同じ。)及び監事の選挙の大略を示し、細目は選挙管理委員会の細則による。

(選任の方法)

第3条 役員の選任は定款第17条第1項の定めにより、あらかじめ正会員の選挙によって選出された候補者を役員資格者とし、総会において承認されることにより役員に選任される。

(基準の改廃)

第4条 この基準の改廃は理事会の議決による。

(細則の制定と改廃)

第5条 この基準に従って、選挙の執行管理に必要な細則は選挙管理委員会において制定し、又は改廃することができる。

(選挙の執行管理)

第6条 役員選挙は選挙管理委員会が執行管理する。

(選挙権と被選挙権)

第7条 選挙権を有する正会員は、選挙告示の日から1ヶ月前までに正会員としての資格を有することとなった者とする。

2. 被選挙権を有する正会員は、選挙告示の日から1ヶ年前までに正会員としての資格を有することとなった者とする。

(立候補)

第8条 被選挙権を有する正会員は、会長の選挙にあつては選挙権を有する正会員7名の推薦を受けて、理事及び監事の選挙にあつては、自ら立候補し、又は選挙権を有する正会員3名の推薦を受けて、候補者となることができる。

(選挙の方法)

第9条 選挙は投票によって行う。

2. 前項の投票は、選挙人無記名による通信制とする。
3. 選挙管理委員会は、通常選挙にあつては退任する役員の任期満了までに、または第12条の定めによって生ずる再選挙にあつてはこれを行うべき事由が生じてから、原則として2ヶ月以内に選挙が終了するように選挙期間を定め、次の順序で選挙が行われるよう選挙広報を機関紙・誌等に掲載して正会員に通知する。
第1回:選挙の告示 第17条に定める立候補、推薦候補の届け出に関する事、選挙管理委員会に関する事(細則等を含む)の発表。
第2回:会長、監事及び支部毎の理事の立候補者の所信又は推薦理由を掲載した立候補者名簿、投票開始日、投票終了日及び投票に関する注意と投票用紙を同封して会員に送付する。
4. 正会員は前項の投票用紙に選出しようとする者の氏名を記載し、これを投票終了日までに到着するよう選挙管理委員会に送付するものとする。
5. このほか選挙の方法に関する細目は選挙管理委員会の定める細則による。

(会長選挙の特例)

第9条2 第8条及び第9条3項の規定によるほか会長の選挙にあつては、次により行う。

1. 選挙管理委員会は、前条第3項の第1回告示ののち立候補締切日の10日前に中間締め切り日を設け、その時点までに届け出のあった立候補者の氏名を公表する。
2. 前項に定める中間締め切り日までに立候補を届け出る者がいない場合は、通常の立候補の手続きを打ち切り理事・監事及び過去に理事又は監事を経験した正会員による予備選挙を行い、上位の得票者2名をもって候補者とする。

(投票の効力)

第10条 投票の効力は選挙管理委員会の定める細則による。

(当選人の決定)

第11条 当選人は有効投票の多い順によって決定する。

2. 立候補者が定員と同数または定員に満たないときは、全員選出されたものとする。

(当選の無効)

第12条 当選人が被選挙権者の資格を欠くに至った場合、またはやむを得ない事情により辞退を申し出た場合は、当選を無効とし、会長にあつては再選挙を行い、その他にあつては有効投票の多い順に定員を満たすまで当選者とする。ただし定員を満たすに至らない場合は、再選挙を行う。

2. このほか当選の無効に関する細目は選挙管理委員会の定める細則による。

2. 選挙管理委員会

(委員会の任務)

第13条 会長は選挙を民主的かつ公正に執行管理するために、本部に理事会から独立した機関として選挙管理委員会を設置する。

(委員会)

第14条 委員会は次の委員をもって組織する。

- 1)あらかじめ割り振られた以下の6ブロックよりそれぞれ選出された1名を含めて、会長が定員6名以上8名以下の範囲で任命する。

- | | | | |
|--------------|----|-------------|----|
| 1.北海道支部・東北支部 | 1名 | 2.関東甲信越支部 | 1名 |
| 3.東海支部・北陸支部 | 1名 | 4.近畿支部 | 1名 |
| 5.中国支部・四国支部 | 1名 | 6.九州支部・沖縄支部 | 1名 |

2) 委員は支部長の推薦によるが、複数支部により構成されるブロックにあつては、隔年に交代で当該支部長より推薦を行うものとする。

2. 委員会は単年度制とし、当該選挙を執行管理し、その結果を速やかに会長に報告するとともに機関紙・誌等に公告することによって任務を終了し、総会の終了とともに自動的に解散するものとする。
3. 委員会の委員長は委員の互選により決定し、会長に報告する。
4. 委員長は委員会を代表し、専務理事を介して事務局に委員会の事務を処理させることができる。
5. 委員は当該選挙に関して被選挙人になれないと共に、立候補者の推薦人になれない。
6. 委員会は委員の定数の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
7. 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
8. 委員の代理者出席は認めない。

3. 役員の選挙

(会長の選挙)

第15条 会長の選挙は会長候補者名簿により全国正会員による単記投票とする。

2. 選挙は原則として2年毎に行う。

(理事、監事の選挙)

第16条 理事の選挙は、あらかじめ各支部に割り当てられた定数(支部長を含む)の理事を各支部に所属する正会員の連記投票とし、各支部毎の理事立候補者名簿により支部毎に選挙する。

2. 各支部に割り当てられる理事の定数は、各支部に所属する正会員数を勘案した上、理事会の議を経て附則にこれを定めるものとし、各支部に所属する正会員の数が、支部間において著しく変化した時は見直すものとする。
3. 各支部の支部長の選挙は第1項の理事選挙に際して同時に各支部所属正会員の単記投票によるものとし、支部長立候補者名簿により支部毎に選挙する。
4. 監事の選挙は全国正会員の単記投票によるものとし、監事立候補者名簿により選挙する。
5. 理事及び監事は原則として毎年定数の2分の1を改選する。理事にあつては、東海支部を除き附則に定める各支部の理事定数のそれぞれ2分の1とする。
6. 支部長を含め理事定数1名の支部にあつては、前号の定めにかかわらずその選挙は2年毎とする。
7. あらかじめ各支部に割り当てられた定数の理事に欠員を生じた場合(ただし、1年以上の任期を残す場合に限り)、及び監事に欠員を生じた場合は、補欠選挙を行う。

(届け出)

第17条 立候補の届出、及びその届出の受理と立候補者名簿の作成等については、選挙管

理委員会の定める細則による。

(支部役員選挙)

第18条 各支部の支部役員(支部長を除く)は、各支部が別に定める支部役員選出規定等により、各支部に置かれた選挙管理委員会が執行管理する。

2. 各支部の支部役員選挙の方法等については、原則としてこの基準を準用すると共に、本部の選挙管理委員会と執行管理について密接な連携をとるものとする。

附則

1. この基準は1999年7月21日より施行する。
2. 第16条第2項の各支部に割り当てる理事(会長、専務理事、常務理事を除く)の定数は、次の通りとする。

北海道支部	1名	東北支部	1名
関東甲信越支部	8名	東海支部	2名
北陸支部	1名	近畿支部	4名
中国支部	1名	四国支部	1名
九州支部	2名	沖縄支部	1名

ただし、上記の理事定数は2001年度より適用するものとし、2000年度及び2001年度の選挙による理事選出数はそれぞれ次によるものとする。

	2000 年度	2001 年度		2000 年度	2001 年度
北海道支部	1名	0名	東北支部	1名	0名
関東甲信越支部	4名	4名	東海支部	2名	0名
北陸支部	0名	1名	近畿支部	2名	2名
中国支部	1名	0名	四国支部	1名	0名
九州支部	1名	1名	沖縄支部	0名	1名

3. 第11条第1項の定めにかかわらず、関東甲信越支部選出の理事に関する当選人の決定に当たっては、当分の間選挙管理委員会の定める細則による。
4. 第16条第2項でいう各支部に割り当てる理事定数の見直しの時期は、会勢の定まる頃とし、その目安は凡そ正会員総数10,000名に近付いた時又は理事会の議決による。
5. 第14条2の複数支部によるブロックからの委員推薦については、2005年度及び2006年度の割り当ては以下の通りとして、以後隔年で推薦するものとする。

2005 年度

北海道支部 東海支部 中国支部 九州支部

2006 年度

東北支部 北陸支部 四国支部 沖縄支部

社団法人日本建築家協会 選挙基準細則

1987年12月 4日制定
1988年12月16日改正
1989年12月13日改正
1990年10月18日改正
1991年 7月23日改正
1993年 7月18日改正
1994年 7月20日改正
1995年 7月14日改正
1996年 8月 7日改正
1997年 6月24日改正
1999年 7月 2日改正
2002年 9月 6日改正
2003年 7月 4日改正
2004年10月 6日改正

1. 細則制定の根拠

この細則は役員選挙基準第5条の定めにより制定する。

2. 選挙に必要な書式類等

- a. 選挙の届出及び投票は、選挙管理委員会が制定した書式によって行う。
- b. 選挙管理委員会は、立候補者の届出期限の50日前迄に役員選挙基準第9条第3項に定める第1回選挙の告示を行わなくてはならない。ただし、選挙基準第9条2の規定による予備選挙を行うこととなった場合はこの限りではない。
- c. 選挙管理委員会は、役員選挙基準第9条第3項に定める第2回の通知を、投票期日の20日前迄に各選挙人に行わなければならない。
- d. 役員選挙基準第9条2に定める氏名の公表は、本部及び支部の事務所に掲示する事により行う。
なお、立候補がない場合の公表も同様とする。

3. 選挙の方法

- a. 選挙は会長、支部長、理事及び監事の4つの選挙とし、それぞれ個別に投票を行う。
- b. 役員選挙基準第9条2の2の予備選挙は選挙権者による選挙管理委員会の定める投票方法により行う。

4. 投票の効力

- a. 有効な投票
 - (1) 投票者の意志が明らかに記載されている投票は、次項の場合を除き有効とする。
 - (2) 連記投票の場合、同一氏名を重複して記載したものは1個の記載とみなす。
 - (3) 連記投票の場合、所定の員数に満たない記載は、そのすべてを有効とする。
 - (4) 同一氏名の候補者が2名以上おり、投票者の記載が何れかを区別し難い場合は、その投票を、有効得票数に按分して加算する。ただし、小数点以下は切捨てとする。
- b. 次の各号の一に該当する投票は無効とする。
 - (1) 選挙期日後に到着したもの（開票日前日までに到着したもので、原則として選挙期日までの消印のあるものは有効）
 - (2) 何人を記載したかを確認し難いもの

- (3) 候補者名簿に記載した候補者氏名以外の記載
- (4) 連記投票の場合は、所定の員数を超過して記載したものはその全部を無効とする。
- (5) 連記投票の場合、一部の氏名が確認し難いときはその部分のみ無効とする。
- (6) 所定の投票用紙を用いない投票。

c. 上記のほか、判定し難い投票の効力については、選挙管理委員会が決定する。

5. 当選人の決定

- a. 有効得票数が同一の場合は、当該候補者間の抽せんにより順位を決定する。
- b. 定員1名の支部の理事当選者は、同時に支部長候補とする。

6. 選挙の無効

- a. 選挙管理委員会が、選挙が役員選挙基準もしくはこの細則に違反して行われた事実を認知した場合、協議の上、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあると認めた時は、選挙の一部または全部の無効を決定する。
- b. 選挙人は選挙が役員選挙基準もしくはこの細則に違反して行われたことを理由に、当選人の決定に異議のある場合は、当選人の決定後1ヶ月以内に選挙管理委員会に文書をもって異議の申立をすることができる。この場合、選挙管理委員会は、前項に準じ選挙の有効、無効を決定する。
- c. 前項の規定による当選の無効の決定があったときは、役員選挙基準第12条第1項を準用する。

7. 立候補者の推薦

推薦人は立候補者を会長、支部長についてはそれぞれ1名、理事、監事についてはそれぞれ改選定数以内2名までを推薦できる。この場合他支部に所属する会員の推薦人になることも妨げない。

8. 届出等

- a. 届出は所定の用紙にすべて必要な記載を行い、規定の日限までに届出を行う。但し、届出書に添付する写真については、特別な事由がある場合は届出締切後1週間以内に提出することが出来る。
- b. 届出の受付に当たって、事務局は当該候補者による定款第8条に定める会費の納入の有無を確認するものとする。
- c. 事務局は、正会員の求めに応じて、立候補の届出状況を、随時公開する。
- d. 選挙管理委員会は、立候補の届を受理した場合は、記入事項の適否、被選挙権の有無、推薦者の資格及び立候補者の受諾を確認し、これを立候補者名簿に登録する。立候補者の受諾は本人の自署及び捺印による。
- e. 登録された立候補者は、特別な事情がある場合を除き、選挙期日1ヶ月前までに選挙管理委員会に届出をしなければ、その立候補者たることを辞退することができない。

9. 再選挙等

役員選挙基準第12条第1項及び第16条第7項の再選挙もしくは補欠選挙にあつては、役員選挙基準及びこの細則の規定を準用するものとする。ただし、役員選挙基準第9条によることが困難と認められる場合は、選挙管理委員会が適当と認める方法による。

10. 記録の保存

選挙管理委員会は、投票の記録を作成し、全投票とともに当該選挙にかかる役員の任期間保存し

なければならない。

1 1. 選挙期間の活動

- a. 候補者の支援、立候補の宣伝のため本会の名誉、目的に反する不公正な行為をしてはならない。
- b. 上記の目的のため、本会の事務局職員の協力、施設の使用の便宜を得てはならない。

附則

役員選挙基準附則第3項に定める当選人の決定

関東甲信越支部の理事の選挙において、得票数の上位4名がすべて東京地区の立候補者（主たる事務所を東京都内に置く者をいう）の場合には、上位3名を当選人とし、残る1名については、東京地区以外の立候補者のうちの最多得票者を当選人とする。

—